2013年５月９日

各　位

東京都江東区豊洲五丁目６番５２号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役　社長執行役員　湧田　節夫
［コード番号９８３２　東証・大証第一部］
問い合わせ先
執行役員　人事・総務・ＩＴ戦略担当
北條　和重
ＴＥＬ　０３－６２１９－８６０１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2013年５月９日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2013年６月25日開催予定の第66期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．事業目的の追加に係る定款の一部変更

（１）定款変更の理由

オートバックスグループでは、エネルギー使用量やＣＯ２排出量の削減、省資源への取り組み、リサイクル・リユースへの取り組みなど、環境負荷低減に向けた事業運営を行っております。2013年３月11日に対外発表をいたしましたとおり、当社は西日本ロジスティクスセンター（兵庫県三木市）内の遊休部分およびセンター内建物の一部屋根を利用した太陽光発電事業を開始いたします。

これに伴い、現行定款第２条（目的）に第43号を新設し、「自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業」を追加するものであります。

また、条項の新設に伴い、号数の繰り下げを行うものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線＿＿は変更部分）

現行定款	変更案
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（42）　（条文省略） （新設） （43）前各号に付帯関連する一切の事業及びそれらの事業への投資	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）～（42）　（現行どおり） （43）自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業 （44）前各号に付帯関連する一切の事業及びそれらの事業への投資

（３）日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2013年６月25日（火曜日）
定款変更の効力発生日	2013年６月25日（火曜日）

２．電子公告導入および単元未満株式買増制度に係る定款の一部変更

（１） 定款変更の理由

株主の皆さまの利便性向上を目的に、以下のように、電子公告および単元未満株式買増制度の導入に係る条文の新設や所要の変更を行うものであります。

① 電子公告の導入について

周知性の向上および公告手続の合理化をはかるために、現行定款第５条（公告の方法）に定める公告の方法を電子公告に変更するものであります。また、不測の事態が生じた場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

② 単元未満株式買増制度について

株主の皆さまへのサービス拡充の観点から単元未満株式の買増制度を導入いたします。このために現行定款第９条（単元未満株主の権利）に第３号を新設するとともに、定款第 10 条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。

また、この条項の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線＿＿は変更部分）

現行定款	変更案
（公告の方法） 第５条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	（公告の方法） 第５条　当会社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第６条～第８条（条文省略）	第６条～第８条（現行どおり）
（単元未満株主の権利） 第９条　当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利 (2) 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	（単元未満株主の権利） 第９条　当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利 (2) 株主割当てによる募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (3) 次条に定める請求をする権利
（新設）	（単元未満株式の買増） 第 10 条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第 10 条～第 41 条（条文省略）	第 11 条～第 42 条（現行どおり）

（３）日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2013 年６月 25 日（火曜日）
定款変更の効力発生日	2013 年６月 25 日（火曜日）

以上